いわき市介護保険課介護保険係

	項目	質問	回答
1	①サービス提供の曜日変更	通所介護のサービス提供曜日の変更について、ケアマネジャーにも連絡したほうがよいのか?	運営基準において「指定通所介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。」と定められているため、ケアマネジャーへの連絡は必要です。他のサービスの場合も同様とします。
2	①サービス提供の曜日変更	サービス事業所で、従業者が病欠し、事業所の人員不足により、サービス提供曜日の変更を行った場合、軽微な変更に該当するか?	事業所都合 (従業者の体調不良等の突発的な理由) によるサービス提供曜日・日付の変 更は軽微な変更に該当するものとします。
3	①サービス提供の曜日変更 ⑩サービス提供時間の変更	訪問看護で、緊急性がある利用者に時間を要し、他の利用者のサービス提供時間が変更になった。サービス提供時間を変更する場合や別の曜日に提供する場合は軽微な変更となるか?	本件については、事業所都合、利用者都合の臨時的、一時的な変更で、軽微な変更に該 当するものとします。
4	①サービス提供の曜日変更 ②サービス提供の回数	週2回のデイサービスについて、利用者の都合で週1回になった。翌週に振替えを実施し、その週は週3回となった。本件は軽微な変更となるか?	臨時的、一時的な変更は軽微な変更に該当するものとします。 ただし、翌月以降も頻繁に振替えを行うような場合で、心身状況等が変化している場合 には軽微な変更に該当しません。
5	⑤目標期間の延長	ケアマネジャーから短期目標の更新のため、第2表だけ送られてきたが、1表と3表はなくても大丈夫なのか?	ケアプランをサービス担当者に交付する目的は、「ケアプランの変更の趣旨及び内容等について十分に説明し、各担当者との共有、連携を図った上で、各担当者が自ら提供する個別サービス計画における位置付けを理解できるように配慮する」ことです。 当該目的を達成できるのであれば、変更した第2表のみの交付であっても差し支えありません。
6	⑥福祉用具で同等の用具に変更 するに際して単位数のみが異な る場合	歩行器をレンタルしており、追加で室内用の歩行器をレンタルしたい が、貸与数が増える場合、軽微な変更に該当するか?	屋内用と屋外用の歩行器2台の貸与は可能ですが、2台必要な理由については専門的な 昆地からの意見を聴取するなどして、サービス担当者会議で慎重に検討する必要があり ます。(車いす、歩行補助杖等も同様です。) 例)独居で援助してくれる親族などもなく、屋外で使用したときの汚れを自らきれいに することができない。 したがって、本件の場合は、再度利用者へのアセスメントを行い、サービス担当者会議 で貸与の必要性を検討し、ケアブランの変更にかかる一連の業務を実施する必要がある と考えます。
7	⑥福祉用具で同等の用具に変更 するに際して単位数のみが異な る場合	特殊寝台付属品(サイドレール)を別の形の用具に変更する場合は軽 微な変更に該当するか?	アセスメントの結果、心身状況の変化等がない場合には、軽微な変更に該当するものとします。ただし、アセスメントの結果、心身状況の変化等がある場合には、軽微な変更に該当しません。
8	⑥福祉用具で同等の用具に変更 するに際して単位数のみが異な る場合	福祉用具を返却するときは軽微な変更に該当しない、ということだが、福祉用具の貸与数が減る、貸与終了する場合にサービス担当者会 議を行う必要があるのか?	アセスメントの結果、心身状況の変化等がなく、軽微な変更に該当するものと判断した場合には、サービス担当者会議は必須ではありません。アセスメントの結果、心身状況の変化等がある場合には、軽微な変更に該当しません。アセスメントを行い、サービス担当者会議でサービス内容の検討が必要であると考えます。 ※福祉用具の返却後、福祉用具貸与サービスを利用しない場合には、福祉用具事業所担当者のサービス担当者会議への参加は必須ではありません。
9	⑥福祉用具で同等の用具に変更 するに際して単位数のみが異な る場合	利用者の嗜好で、福祉用具を頻繁に変更する利用者がいるが、そのたびにサービス担当者会議が必要なのか?	アセスメントの結果、心身状況の変化等がない場合には、軽微な変更に該当するものと 考えられますので、サービス担当者会議は必須ではありません。 本件の場合、利用者が頻繁に福祉用具を変更することについて、サービス担当者へ周知 を図っておくことが望ましいと考えます。
10	®目標を達成するためのサービ ス内容が変わるだけの場合	ショートステイで新たに個別機能訓練加算を算定する場合、ケアプランの変更が必要か?	第一表の総合的な援助の方針や第二表の生活全般の解決すべき課題、目標サービス種別等が変わらない範囲で、目標を達成するためのサービス内容が変わるだけであれば、軽微な変更に該当するものとします。 ただし、本件の個別機能訓練の追加の場合には、利用者の生活全般の解決すべき課題や目標等が変わっていることが想定されます。利用者の心身状況等を勘案し、ケアブランの変更にかかる一連の業務を行う必要があると考えられます。

11	⑨担当介護支援専門員の変更	法人は同一だが、ケアマネジャーが同一法人の別事業所に異動し、引き続き利用者を担当する場合、サービス担当者会議を行う必要があるか?	居宅介護支援事業所の変更にあたるため、ケアプランの変更にかかる一連の業務(サービス担当者会議を含む)を行う必要があります。
12	⑩サービス提供時間の変更	サービス提供時間帯の変更や、サービス提供時間の増減については軽 微な変更にあたるのか?	利用者都合・事業所都合の臨時的・一時的な変更の場合には、軽微な変更に該当するものとします。 のとします。 心身状況の変化等による恒常的なサービス提供時間の変更や、他の介護サービス等の調整が必要な場合には軽微な変更に該当しません。
13	暫定ケアプラン時の対応	要介護度等の認定更新申請を行っている利用者について、要介護度等の認定結果が出る前に暫定ケアブランを作成し、一連の業務を実施した。 ①認定結果が想定していた要介護度等と同じ場合は一連の業務が必要か? ②認定結果が想定していた要介護度等と異なる場合には一連の業務が必要か?	①見込の要介護度等と認定結果が同一 暫定ケアプラン作成時に一連の業務を実施しており、かつ、サービス内容に変更がない 場合には、暫定ケアプランを本ケアプランに移行する過程での一連の業務は必須ではあ りません。 ただし、暫定ケアプラン作成時に一連の業務を省略した場合には、暫定ケアプランを本 ケアプランに移行する過程で速やかに一連の業務を行ってください。 ②見込の要介護度等と認定結果が異なる 暫定ケアプラン作成時に一連の業務を行い、かつ暫定ケアプランから本ケアプランへの 移行に当たりサービス内容の変更がない場合は、軽微な変更に該当するものとします。 認定の結果については、サービス事業所に情報共有を行ってください。 記定の結果については、サービス事業所に情報共有を行ってください。 ただし、暫定ケアプラン作成時に一連の業務を省略した場合や、サービス内容に変更が 生じる場合には、暫定ケアプランを本ケアプランに移行する過程で速やかに一連の業務 を行ってください。